



そこが知りたい
くらしの金融知識

定年退職前後に 押さえておくべき手続き

定年退職前後は、公的年金、税金、健康保険、雇用保険など、さまざまな手続きが必要になります。しかし、いつまでに何をすればいいのか、具体的なことはよく分からないという人も多いのではないのでしょうか。いざ定年退職というときに慌てないように、まずは、手続きの内容や大まかなスケジュール、留意点などを押さえておくことが大事です。

定年退職前後の 手続きの基本

ひと昔前であれば「定年」というと、「会社を退職し、その後は悠々自適に過ごす」というイメージがありました。最近はいま、だいぶ様子が変わってきています。

というのも、1961年4月2日生まれ以降の男性および1966年4月2日生

まれ以降の女性は、公的年金の支給開始年齢が原則65歳になることもあり、60歳で完全にリタイア（引退）する人が減り、同じ会社で再雇用されて働く人や別の会社へ再就職する人が増えているのです。また、専門性や経験を生かして開業する人など、多様な選択肢が生まれています。

一方で、定年前後では、退職に際して、社会保険や税金に関するさまざまな手続

が必要となります。会社に勤めている間はこれらの手続きのほとんどを会社が行いますが、退職すると基本的に自分で行わなければなりません。

定年後に必要な手続きは、「公的年金」、「税金」、「健康保険」、「雇用保険」の4種類です。公的年金の請求手続きは、支給開始年齢になってから行いますが、健康保険の切替えなど、退職したらすぐにしなければならない手続きもあります。さらには所得税の確定申告が必要なケースもあります。定年を迎えてから慌てることのないよう、しっかりと社会保険や税金の知識を身に付けておきましょう。

定年後の選択肢によって 必要な手続きも変わる

定年後に、リタイア、再雇用（同じ会社で再雇用）、再就職（別の会社へ再就職）のうち、どの選択肢を選ぶかによって、定年前後に必要な公的年金、税金、健康保険、雇用保険に関する四つの手続きの内容も変わります。例えば、リタイアを選んだ場合は、健康保険の切替えを期限までに行わなければならない。また、確定申告が必要なケースも出てきます。リタイア後はこういった多くの手続きを自力で行う必要があります。

一方で、再雇用を選んだ場合には、これまで通り、手続きのほとんどを会社がしてくれませんが、公的年金や雇用保険に関しては、直接自分に関わることだけに

それぞれの仕組みをしっかりと理解しておくといでしょう。

再就職を選んだ場合、間を置かず勤務先が決まれば、再雇用と同様に、次の会社で社会保険、税金の手続きのほとんどをしてもらえますが、一定期間を置いてから再就職活動をする場合などは、雇用保険から給付される失業給付（基本手当）の手続きを取ることが大事です。また、リタイアをする人と同様に、健康保険の手続きも必要です。

誰もが確認しておくべきこと

まずは、定年後の選択肢にかかわらず誰もが確認しておくべきことを見ていきましょう。

公的年金

59歳で届く「ねんきん定期便」をチェック

公的年金の記録は「ねんきん定期便」で確認することができます。ねんきん定期便は、毎年、誕生日に日本年金機構から送付され、年金の加入履歴や年金見込額（50歳未満の場合は、加入実績に応じた年金額）などが記載されています【図表1】。基本的にはハガキで送付されますが、節目年齢時（35歳、45歳、59歳）には封書で送付され、年金記録についてより詳細な内容を確認することができます。59歳で届くねんきん定期便には必ず

人事院の調査（平成30年民間企業の勤務条件制度等調査）によると、退職金制度がある会社は93・1%あり、そのうち、

受取り方で控除が変わる

① マイナンバーカードでマイナポータルからログインする方法もあります（ただし連携するための手続きが必要です）。

税金

また、「ねんきんネット」というインターネットを通じたサービスを利用すれば、24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから自分の年金情報（毎日更新）を確認することができますので便利です。ねんきんネットの利用には、①日本年金機構から発行されるユーザーIDとパスワードでログインする方法のほか、

【図表1】59歳時に送られる「ねんきん定期便」

「ねんきん定期便」の様式(サンプル)と見方ガイド(令和2年度送付分)

退職一時金制度のみという会社は53・2%、企業年金制度（確定給付企業年金、確定拠出年金など）があるという会社は46・8%となっています。

まず、退職金を一時金として受け取る場合には「退職所得控除」が適用されます。勤続20年超の場合は、「800万円＋70万円×（勤続年数－20年）」の控除が、また、勤続20年以下の場合には、「40万円×勤続年数」の控除が受けられます。さらに、

【図表2】退職金を一時金で受け取る場合の手取り額の計算例

（勤続年数35年、退職一時金2,000万円の場合）

1	退職所得控除額 A を出す	勤続年数	退職所得控除額	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (35\text{年} - 20\text{年}) = \mathbf{A} 1,850\text{万円}$
2	退職所得の金額 B を出す	退職一時金	退職所得控除額	$(2,000\text{万円} - \mathbf{A} 1,850\text{万円}) \times 1/2 = \mathbf{B} 75\text{万円}$
3	所得税額を出す	退職所得の金額	税率	所得税額
		B 75万円	5%	$= \mathbf{C} 3\text{万}7,500\text{円}$
4	住民税額を出す	退職所得の金額	税率	住民税額
		B 75万円	10%	$= \mathbf{D} 7\text{万}5,000\text{円}$
5	退職一時金(2,000万円) - C (3万7,500円) - D (7万5,000円) = 手取り額(1,988万7,500円)			

* 1 所得税の税率は5%～45%の7段階で所得に応じて決定。別途復興特別所得税(所得税額×2.1%)がかかる
* 2 住民税の税率は一律10%
(出所) 監修者作成

【図表3】60歳でリタイアする場合のスケジュール例

1961年（昭和36年）9月30日生まれの男性
大学卒業後から勤め続けた会社を、2021年9月末の60歳で定年退職する予定。公的年金は65歳から受給開始

1年前 59歳 年 ねんきん定期便が届いたら内容を確認

1カ月前 健 退職後に加入する健康保険を検討

退職直前 税 「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出

定年退職 60歳 健 健康保険証を会社に返却

健 健康保険の加入手続き

税 必要な場合、確定申告を行う

年 ・65歳に到達する3カ月前に、年金請求書が届く
・65歳になったら、年金事務所または「街角の年金相談センター」に請求書を提出する

65歳 年 公的年金受給開始

年 公的年金の手続き

税 税金の手続き

健 健康保険の手続き

(出所) 監修者作成

控除後の金額の2分の1が退職所得として課税対象となり、それを基に算出した所得税、住民税を退職一時金から差し引くと、退職金の手取り額を把握できます【図表2】。

60歳でリタイアする場合の手続き

税金面でのメリットが非常に大きい退職所得控除ですが、所得税の控除を受けるためには、会社へ「退職所得の受給に関する申告書」を提出する必要があります（住民税は、この申告書の提出の有無により税金の計算方法は変わりません）。この申告書の提出を怠ると、退職一時金に対して20・42%（復興特別所得税を含む）の税率による源泉徴収が行われ、退職所得控除の税制優遇を受けるためには、翌年に確定申告をしなければなりません。

一方で、退職金を年金で受け取る場合には、毎年受け取る年金は雑所得の扱いになります【図表3】。

60歳で完全にリタイアする場合には、公的年金、税金、健康保険の三つの手続きが必要となります【図表3】。

このように、退職金の受取り方によって控除の種類が変わります。会社によって、受取り方法（一時金か、年金か、併用できるか）が異なります。また、受取り方が決められている場合と、選べる場合があります。まずは、勤め先の退職金制度を確認しておきましょう。

選択肢は三つある

定年退職すると、勤めていた会社で加入していた健康保険の被保険者資格を喪失するため、改めて健康保険への加入手続きが必要です。選択肢は三つあります【図表4】。

一つ目は、元の勤務先で加入していた健康保険を任意継続することです。加入できる期間は2年間、退職前は会社と折半だった保険料は全額自己負担（上限額あり）となりますが、扶養する配偶者や子どもも被扶養者として一緒に加入できます。ただし、退職日の翌日から20日以内に手続きを行う必要があります。

二つ目が、国民健康保険への加入です。居住地の市区町村に「健康保険被保険者資格喪失証明書」や各市区町村で決められた届出書を退職日の翌日から14日以内に提出することで、加入できます。もし14日を過ぎてしまった場合も手続き自体は可能ですが、その場合でも保険料は退職日の翌日まで遡って支払う必要があります。

三つ目は、家族（配偶者や子ども）が別途健康保険に加入している場合に、その健康保険の被扶養者となることです。保険料の自己負担はありませんが、扶養に入るためには、60歳以上の場合は、収入が年間180万円未満

であることが条件となります。退職した翌日から（被扶養者になった日から）5日以内に、家族が加入する健康保険で手続きを行う必要があります。

扶養に入らない場合は、任意継続か国民健康保険への加入のどちらかを選択する必要がありますが、国民健康保険の場合、保険料は世帯を単位として前年の所得金額などをベースに計算されるため、退職直後は任意継続の方がお得になるケースが多いと言えます。また、任意継続を選ぶと、健康保険組合独自の給付などを現役時代と同様に受けられるメリットもあります。ただし、2年間の任意継続の加入期間後は国民健康保険に加入することになります。

いずれを選ぶにせよ、退職からの日程的な余裕はあまりないので、早めに手続きするように心がけましょう。

税金

確定申告が必要なケースも

会社に勤めているときには、社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除や住宅ローン控除を適用した税金の計算や精算は、会社が年末調整で代行してくれていました。しかし、定年退職すると、税金の計算や申告、納付もすべて自分でしなければいけません。

給与所得の場合、所得税は、あらかじめ1年の総収入を想定し、それを月割にして源泉徴収されています。した

【図表4】退職後の健康保険の選択肢

	①健康保険の任意継続	②国民健康保険	③家族の健康保険の被扶養者となる
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職前の加入期間が2カ月以上 加入期間は最長2年 退職日の翌日から20日以内に手続き 	退職日の翌日から14日以内に手続き	<ul style="list-style-type: none"> 年収要件(60歳未満: 130万円未満、60歳以上: 180万円未満) 退職した翌日から(被扶養者になった日から)5日以内に手続き
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 全額負担(上限あり) 退職時の標準報酬月額×保険料率 	<ul style="list-style-type: none"> 全額負担 前年の所得によって算出 市区町村で異なる 	負担なし
手続き先	加入していた健康保険組合または協会けんぽの各都道府県支部	居住地の市区町村窓口(国民健康保険課など)	家族が加入している健康保険
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書 被扶養者がいる場合は健康保険被扶養者届など 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険被保険者資格喪失証明書 市区町村で決められた届出書 	被扶養者(異動)届

(出所) 監修者作成

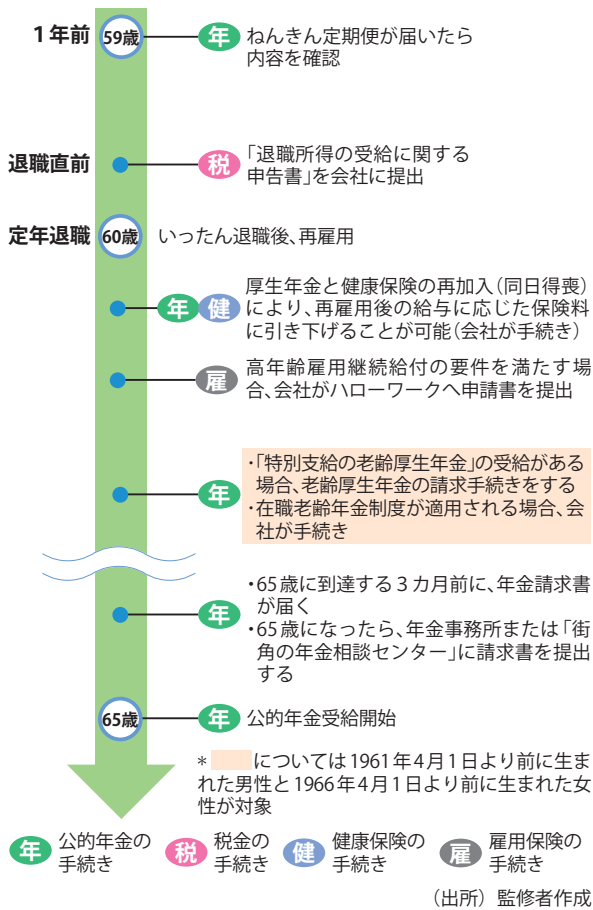
がって、年の途中で退職した場合には、所得税を多く納めていることもありま。また、年の最初の方で退職すると、給与所得が少額で、配偶者控除などの所得控除をフルに利用できないこともあります。そうした場合には、退職所得から所得控除を差し引くことで、税金の還付を受けることができます。

税金の還付を受けるためには、退職の翌年に居住地を管轄する税務署で確定申告を行います。その際には、退職時に勤務先からもらう「給与所得」と「退職所得」の2枚の源泉徴収票が必要と

なります。また、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除によって源泉徴収税額の還付を受けられることもあるため、「生命保険料・損害保険料の控除証明書」、「医療費控除のための医療費通知」、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」なども用意します。

一方、住民税の徴収期間は、毎年6月から翌年5月までの1年間です。そのため、定年退職時には未納分の精算が必要となります。最後の給与や退職金から一括徴収してもらえますが、一度に払うのが難しい場合は、納付書(金

【図表5】再雇用で働き続ける場合のスケジュール例



融機関の窓口やコンビニエンスストアでの支払いなど)や口座振替で分納する普通徴収を選択することもできます。

退職の翌年に支払う住民税は、現役時代の所得に応じた税額となるので、事前に準備しておくことで安心でしょう。

公的年金

60歳未満の被扶養配偶者がいる場合には手続きが必要

本人に関する請求手続きは支給開始年齢になってからとなりますが、60歳未満の被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)がいる場合には、国民年金の種別変更(第1号被保険者への切替え)により、国民年金保険料を支払う必要があります。

定年退職後も再雇用で働く場合の手続き

現在、定年年齢を65歳未満に定めている事業主は、①65歳までの定年の引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年の廃止のいずれかの措置を実施することが義務付けられています。実際、厚生労働省の調査(令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果)によれば、65歳までの雇用確保措置のある企業は99・8%、このうち継続雇用制度の導入企業は77・9%となっています。

また、60歳定年の企業における定年到達者のうち、継続雇用された人は84・7%、定年退職者は15・1%となっており、60歳定年到達者の多くが同じ会

社に再雇用等で継続雇用されています。

定年退職後も同じ勤務先に再雇用される場合、自分で行う手続きはとくにありませんが、再雇用により給与が下がるケースでは、厚生年金と健康保険の再加入(同日得喪)により、再雇用後の給与に応じた保険料に引き下げることが可能です(手続きは会社が行います)。

ここでは、60歳以降も働く場合の公的年金や雇用保険に関する留意点を見ていきましょう【図表5】。

雇用保険

賃金が一定以下に減ると給付金が受け取れる

定年退職後の再雇用で、60歳以降の賃金月額が60歳到達時点に比べて75%未満になった場合に、60歳以降の賃金月額の最大15%を雇用保険から、「高年齢雇用継続基本給付金」として受け取ることができます。給付金を受け取るためには、年齢が60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であること、60歳時点で雇用保険の要件を満たす必要があります【図表6】。

「高年齢雇用継続給付資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」を会社に提出すれば、ハローワークとの手続きは原則代行してくれます。

なお、この高年齢雇用継続基本給付金については、2025年度から支給

【図表6】高年齢雇用継続基本給付金

対象者	支給時期、期間	支給額
・60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者 ・60歳時点で被保険者期間が5年以上 ・60歳到達時と比較して60歳以降(再雇用後)の賃金が75%未満	・60歳に到達した月から65歳に到達する月までの期間	・60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金の ①61%未満の場合：60歳以降の賃金×15% ②61%以上75%未満の場合：60歳以降の賃金×(15%～0%)

(出所) 厚生労働省「高年齢雇用継続給付」HPを基に監修者作成

公的年金

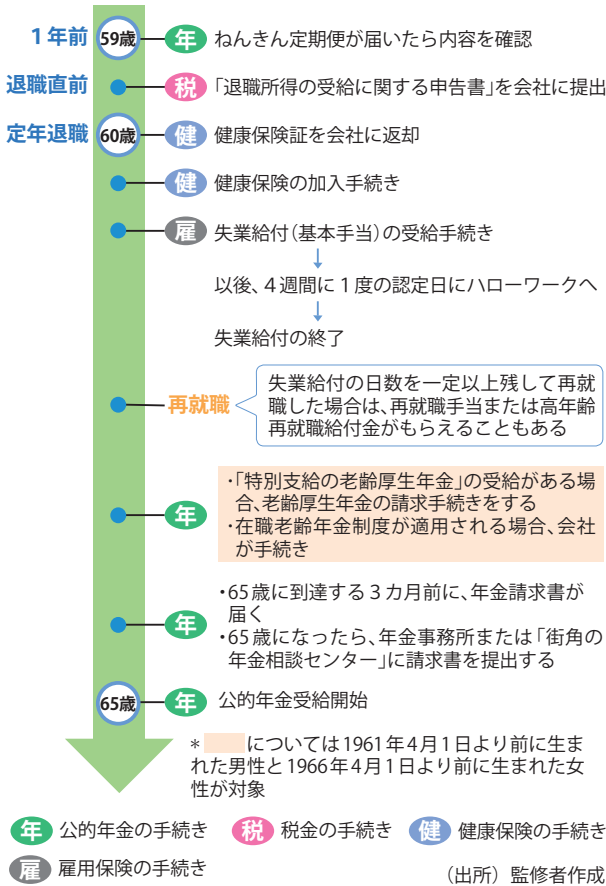
「在職老齢年金」制度の適用で年金減額も

再雇用で働きながら年金を受給する場合、年金が削減される「在職老齢年金」という制度があります。

原則として、公的年金の受給は65歳からですが、1961年4月1日より前に生まれた男性と、1966年4月1日より前に生まれた女性は、60代前半で「特別支給の老齢厚生年金」の受給があるので注意が必要です。

60歳以降も厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給する場合は、総報

【図表7】 定年退職後に一定期間休み、その後再就職をする場合のスケジュール例



酬月額相当額(標準報酬月額と1年間の標準賞与額を12で割った額の合計)と年金月額の合計額が一定金額を超えると、年金が一部または全額支給停止される在職老齢年金の適用を受けます。

60〜64歳は、総報酬月額相当額と年金月額の合計額が28万円を超えると、また、65歳以上は、合計額が47万円を超えると、在職老齢年金が適用されます。

なお、2022年4月からは60〜64歳についても合計額が47万円を超えた場合に在職老齢年金が適用されるようになります。この引上げによって、たくさん働いて稼いでも年金額が減額になるケースが減るとみられ、元気である限り定年後も働き続けたいと思う人と、少子高齢化によって減少している労働

定年退職後に再就職する場合の手続き

人口を増やしたい国や会社の双方にとってメリットがありそうです。

定年退職後に、間を置かず勤務先が決まるのであれば、再雇用と同様に、次の勤務先で社会保険、税金の手続きのほとんどをしてもらえますが、長期旅行に出る、資格を取得するなど、一定期間仕事を休んでから再就職活動を考えている人もいます。

そうした場合の定年退職前後の手続きは、60歳でリタイアする人と同様です【図表7】。ただ、雇用保険については、いくつか留意点があるので見てみましょう。

雇用保険

失業給付や再就職手当・高年齢再就職給付金の手続きに注意

退職してから再就職までの期間、雇用保険から失業給付(基本手当)を受けることが可能ですが、しばらくのんびりしてから失業給付の手続きを始めるといった場合には注意が必要です。失業給付の受給期間は離職日の翌日から1年間と決まっており、所定給付日数分(被保険者期間20年以上の場合であれば150日)をもらう前に1年が経過し、受給が打ち切りになってしまふことがあるからです。

定年退職者の場合、ハローワークで1年間の延長申請手続きをすれば、最長2年間の間に受給を終わらせればよいので、一定期間を置いてから再就職活動をしようにいう人は、忘れずに延長の申請をしましょう。延長の申請は、原則として、退職日の翌日から2カ月以内となっています。

また、失業給付を受けている期間中に再就職が決まった場合、支給日数の残りが3分の1以上あれば「再就職手当」を受給できます。支給額は「基本手当日額×支給残日数×給付率」で、給付率は支給残日数が3分の2以上ある場合は70%、3分の1以上3分の2未満の場合は60%とされています。

一方で、定年退職後に再就職した場合には「高年齢再就職給付金」の対象になることもあります。制度概要は、「高年齢雇用継続基本給付金」と同様で、60歳到達時点の賃金より75%未満に低下した場合に、最高で再就職後の賃金の15%を給付金として受け取ることができます。失業給付の支給残日数が200日以上の場合には、再就職日の翌日から2年を経過する日の属する月までの支給となり、100日以上200日未満の場合は同様に1年となります。

再就職手当と高年齢再就職給付金はどちらかしか選べませんので、受給額を試算したうえで有利な方を選ぶとよいでしょう。

なお、この高年齢再就職給付金についても、2025年度から支給率が最大10%に引き下げられるほか、将来的な廃止も検討されています。

このように、定年後にどの選択肢を選ぶにせよ、定年前後ではさまざまな手続きが必要となります。手続きをせず、「知らなかった」と損をすることのないよう、定年前に正しい知識を身に付けておくことが肝要です。

そこが知りたい

くらしの金融知識

監修

- 福地 健 (ふくち・たけし)
ファイナンシャル・プランナー (CFP®)。
日本FP協会前理事
- 柴原 一 (しばはら・はじめ)
税理士、ファイナンシャル・プランナー
(CFP®)。税理士法人柴原事務所代表
- 高伊 茂 (たかい・しげる)
社会保険労務士。高伊FP社労士事務所代表